

## 一般建築物石綿含有建材調査者講習

### 1 目的

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無について事前調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

本講習を受講して修了考査に合格すると、特定建築物以外の一戸建て等を含むすべての建築物の石綿含有建材の事前調査を行う資格を取得することができます。

### 2 受講資格

別紙「受講資格一覧」のとおり。

### 3 科目及び時間

初 日	
講習科目等	講義時間等
オリエンテーション	8:45～8:50
科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	8:50～9:50
科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10:00～11:00
科目3 石綿含有建材の建築図面調査	11:10～16:30
(科目3の途中で1時間の昼休憩を入れる。)	
第2日目	
講習科目等	講義時間等
オリエンテーション	8:45～8:50
科目4 目視調査の実際と留意点	8:50～14:10
科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14:20～15:20
(科目4の途中で1時間の昼休憩を入れる。)	
第3日目	
講習科目等	講義時間等
オリエンテーション	9:00～9:20
修了考査	9:30～11:00

### 4 科目の一部免除受講該当者

石綿作業主任者技能講習修了者は、科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1を免除します。

5 受講料（消費税込み）（テキスト代 4,664 円（消費税込み）を含む）

会 員	非会員
（全科目） 45,034 円	（全科目） 45,034 円
（一部免除該当） 42,834 円	（一部免除該当） 42,834 円

注① 会員事業場の皆様の受講料は、テキスト代の支部補助金 1,000 円を差し引いた金額が受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

6 講習修了書、受講証明書の交付

所定の教育を全て受講し修了審査に合格された方に、講習修了証明書を交付します。また、修了審査に合格しなかった場合には、別途、受講証明書を交付します。

7 受講当日の携行品

受講票・筆記用具（HB 又は B 鉛筆・消しゴム）、マスク

8 実施日、会場

(1) 実施日

第 1 回目 令和 5 年 6 月 2 8 日～3 0 日

第 2 回目 令和 5 年 8 月 7 日～9 日

第 3 回目 令和 5 年 9 月 1 1 日～1 3 日

第 4 回目 令和 5 年 1 2 月 1 8 日～2 0 日

第 5 回目 令和 6 年 2 月 2 7 日～2 9 日

(2) 会場

【第 1 回目～第 3 回目】

ガーデンテラス佐賀ホテル&リゾート（マリトピア）

佐賀市新栄東 3-7-8 臨時開設電話 080-1766-0856

【第 4 回目～第 5 回目】

（一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5

TEL 0952-26-1563

受講資格一覧

- (1) 労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。）、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- (6) 建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者
- (7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務の経験を有する者
- (8) 建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- (9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- (10) 労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- (11) 労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者
- (12) 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務経験を有する者